

令和5年第1回

瑞浪市議会定例会議案資料

令和5年2月27日

目 次

議第 2 号	瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について……………	1
議第 3 号	瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定に ついて……………	2
議第 4 号	瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	3
議第 5 号	瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の 制定について……………	4
議第 6 号	瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び 瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	5
議第 7 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 8 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について……………	1 6
議第 9 号	瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
議第 1 0 号	瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 0
議第 1 1 号	瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 3
議第 1 2 号	瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 4
議第 1 3 号	瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬 廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例の制定について……………	2 6
議第 1 4 号	瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて……………	2 7
議第 1 5 号	瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるこ とについて……………	2 8
議第 1 6 号	財産の取得について……………	2 9
議第 1 7 号	工事請負契約の締結について……………	3 0

- 議第18号 令和4年度瑞浪市一般会計補正予算（第12号）
- 議第19号 令和4年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第2号）
- 議第20号 令和4年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第21号 令和4年度瑞浪市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第22号 令和4年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議第23号 令和5年度瑞浪市一般会計予算
- 議第24号 令和5年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第25号 令和5年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第26号 令和5年度瑞浪市介護保険事業特別会計予算
- 議第27号 令和5年度瑞浪市駐車場事業特別会計予算
- 議第28号 令和5年度瑞浪市水道事業会計予算
- 議第29号 令和5年度瑞浪市下水道事業会計予算



別冊

議第2号 瑞浪市死者の情報の取扱いに関する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市個人情報保護条例（平成12年条例第45号）に基づき開示を可能としている死者に関する情報について、地方公共団体に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が適用される令和5年4月以降においても開示が可能となるよう、本条例を制定する。

【制定内容】

第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（実施機関の責務）、第4条（開示請求者及び開示対象情報）、第5条（一部開示）、第6条（開示対象情報の存否に関する情報）、第7条（開示請求方法）、第8条（開示請求に対する決定）、第9条（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）、第10条（開示の方法）、第11条（費用の負担）、第12条（他法令等との調整）、第13条（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）、第14条（審査請求に係る諮問）、第15条（委任）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

議第3号 瑞浪市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

【制定趣旨】

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に基づく国の施策に準じ、条例等において書面で行うこととされている手続等についてオンライン化を可能とするため、本条例を制定する。

【制定内容】

第1条（目的）、第2条（定義）、第3条（情報システムの整備等）、第4条（電子情報処理組織による申請等）、第5条（電子情報処理組織による処分通知等）、第6条（電磁的記録による縦覧等）、第7条（電磁的記録による作成等）、第8条（適用除外）、第9条（添付書面等の省略）、第10条（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）、第11条（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）、第12条（委任）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

議第4号 瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

市議会議員の調査研究等の活動の充実のため、政務活動費の額を増額する。

【改正内容】

政務活動費の額を1人月額8,000円から、1人月額10,000円に増額するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
第1条～第2条 (略) (交付額及び交付の方法)	第1条～第2条 (略) (交付額及び交付の方法)
第3条 政務活動費は、毎年4月1日における当該会派の所属議員1人につき月額 <u>10,000円</u> に12を乗じて得た額を4月末日までに交付する。	第3条 政務活動費は、毎年4月1日における当該会派の所属議員1人につき月額 <u>8,000円</u> に12を乗じて得た額を4月末日までに交付する。
2～5 (略)	2～5 (略)
第4条～第10条 (略)	第4条～第10条 (略)

議第5号 瑞浪市避難行動要支援者に係る名簿情報の提供等に関する条例の制定について

【制定趣旨】

避難行動要支援者名簿について、令和5年4月からの個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用後においても、従前と同様に本人の同意がなくとも平時から避難支援等関係者に名簿情報の提供ができるよう必要な事項を定める。

【制定内容】

第1条（趣旨）、第2条（避難支援等関係者の範囲）、第3条（名簿情報の提供における同意に関する特例）、第4条（名簿情報の提供を受けた者の漏えい防止のための措置等）、第5条（利用及び提供の制限）、第6条（秘密保持義務）、第7条（委任）、附則

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

議第6号 瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例及び瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）の施行に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する主務大臣の変更及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条）</p> <p>第1条～第10条（略） （使用料）</p> <p>第11条 第3条第1号に規定する事業の利用に関する契約を締結した者は、法第21条の5の3第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額を、センターの通所に係る使用料として納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第12条～第20条（略）</p> <p>○瑞浪市子ども・子育て会議条例の一部改正（第2条） （設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく合議制の機関として、瑞浪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>第2条～第8条（略）</p>	<p>第1条～第10条（略） （使用料）</p> <p>第11条 第3条第1号に規定する事業の利用に関する契約を締結した者は、法第21条の5の3第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額を、センターの通所に係る使用料として納付しなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>第12条～第20条（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく合議制の機関として、瑞浪市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>第2条～第8条（略）</p>

議第7号 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

条例中に引用している法律の条項名の改正、主務大臣の変更及び懲戒権に関する規定の削除を行うための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。ただし、第26条の改正規定、第50条の改正規定及び第51条の改正規定（同条第3項中「及び第23条から第33条まで」を「、第23条から第25条まで及び第27条から第33条まで」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第3条（略） （利用定員）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（1） 認定こども園 <u>法第19条各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（2） 幼稚園 <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（3） 保育所 <u>法第19条第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同条第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育</p>	<p>第1条～第3条（略） （利用定員）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。</p> <p>（1） 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（2） 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>（3） 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分及び<u>同項第3号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分</p> <p>第5条（略） （正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育</p>

所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。

4～5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

第9条～第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2～3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(2) (略)

所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考するものとする。

4～5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 (略)

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証(教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第7条第2項の規定による通知)によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。)等確かめるものとする。

第9条～第12条 (略)

(利用者負担額等の受領)

第13条 (略)

2～3 (略)

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定により支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)～(2) (略)

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)～(5) (略)

5～6 (略)

第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(3) 食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)

57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円)

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者

ウ (略)

(4)～(5) (略)

5～6 (略)

第14条 (略)

(特定教育・保育の取扱方針)

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

(1)～(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第90号)

2 (略)

第16条～第19条 (略)
(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第21条～第25条 (略)

第26条 削除

第27条～第34条 (略)
(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数

(1)～(2) (略)

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領(学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。)

(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岐阜県条例第90号)

2 (略)

第16条～第19条 (略)
(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 特定教育・保育の提供を行う日(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。)及び時間、提供を行わない日

(5)～(11) (略)

第21条～第25条 (略)
(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第27条～第34条 (略)
(特別利用保育の基準)

第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数

が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特

が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が、法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特

例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条（略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号_____に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「の同号」とあるのは「の同項第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条（略）

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号_____に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第38条（略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3～4 (略)

第40条～第43条 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条～第49条 (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付

第39条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3～4 (略)

第40条～第43条 (略)

(特定地域型保育の取扱方針)

第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針及び岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

第45条～第49条 (略)

(準用)

第50条 第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項に規定する施設型給付費をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る地域型保育給付費（法第29条第1項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第50条において準用する第19条において同じ。）」と、「施設型給付

費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号_____

_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで、第23条から第25条まで及び第27条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号_____に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号_____

_____に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学

費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育に」とあるのは「特定地域型保育に」と、「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と、「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「特定教育・保育を」とあるのは「特定地域型保育を」と、「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第23条中「運営規程」とあるのは「第46条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号_____

_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条まで_____

_____を含む。次条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号_____に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員

校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）と、「同号」とあるのは「同項第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用することができるよう、選考」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号_____に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員

<p>の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第53条～第54条（略）</p>	<p>の総数を超えないものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。</p> <p>第53条～第54条（略）</p>
--	---

議第8号 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

児童の安全に関する計画の策定、車両送迎における安全管理の徹底並びに衛生管理に係る研修及び訓練の実施を規定し、並びに懲戒権に関する規定を削除するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第7条 (略) <u>(安全計画の策定等)</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p>
<p>第7条の2 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p>	
<p>3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p>	
<p>4 <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p>	
<p>第7条の3 <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p>	
<p>2 <u>家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を</u></p>	

<p>勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。</p>	
<p>第8条～第9条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>	<p>第8条～第9条 (略) (他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p>
<p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。</p>	<p>第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</u></p>
<p>第11条～第12条 (略)</p>	<p>第11条～第12条 (略)</p>
<p>第13条 削除</p>	<p>第11条～第12条 (略) (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p>
<p>(衛生管理等)</p>	<p>第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>
<p>第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u></p>	<p>第14条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> <u>よう努めなければならない。</u></p>
<p>3～5 (略)</p>	<p>3～5 (略)</p>
<p>第15条～第50条 (略)</p>	<p>第15条～第50条 (略)</p>

議第9号 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、条文の整備を行う。

【改正内容】

児童の安全に関する計画の策定、車両送迎における安全管理の徹底、業務継続計画の策定並びに衛生管理に係る研修及び訓練の実施を規定するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第6条（略） （安全計画の策定等）</p> <p>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 （自動車を行う場合の所在の確認）</p> <p>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</p> <p>第7条～第12条（略） （業務継続計画の策定等）</p> <p>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災</p>	<p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条～第12条（略）</p>

議第10号 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

- ・健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）における出産育児一時金の増額を踏まえ、条文の整備を行う。
- ・国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）における国民健康保険料の賦課限度額及び保険料の軽減判定所得の改正に伴い、条文の整備を行う。
- ・雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）が改正されたことを踏まえ、条文の整備を行う。

【改正内容】

- ・出産育児一時金の支給金額を増額するための所要の改正
- ・国民健康保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ並びに保険料の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準額の見直しのための所要の改正
- ・特例対象被保険者等の国民健康保険料軽減の届出に係る所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>第1条～第5条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに1万2千円を加算するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第15条の6の11（略） （後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>22万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の7～第19条の2（略） （低所得者の保険料の減額）</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち</p>	<p>第1条～第5条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第5条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認めるときは、これに1万2千円を加算するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第15条の6の11（略） （後期高齢者支援金等賦課限度額）</p> <p>第15条の6の12 第15条の6の3又は第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条第1項において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p> <p>第15条の7～第19条の2（略） （低所得者の保険料の減額）</p> <p>第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち</p>

給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に29万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に53万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

第20条の2～第25条の2 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第25条の3 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の

給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に28万5千円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に52万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
ア～イ (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の7」と、「65万円」とあるのは「20万円」と、前項中「第15条」とあるのは「第15条の6の6」と読み替えるものとする。

4 (略)

第20条の2～第25条の2 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第25条の3 (略)

2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）
第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。ただし、番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
第26条～第30条（略）

雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）
第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証_____の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。ただし、番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。
第26条～第30条（略）

議第11号 瑞浪市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

県営経営体育成基盤整備事業の実施にあたり分担金を徴収するため、同事業を追加する。

【改正内容】

分担金を徴収する事業に県営経営体育成基盤整備事業を追加するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新					旧						
本則 (略)					本則 (略)						
別表 (第3条関係)					別表 (第3条関係)						
		事業区分			分担率			事業区分			分担率
土地改良事業	県営土地改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)	土地改良事業	県営土地改良事業	(略)	(略)	(略)	(略)
		中山間地域総合整備事業		100分の5	中山間地域総合整備事業				100分の5		
		経営体育成基盤整備事業		100分の7.5							
	農用地開発事業	開拓地整備事業		100分の6.7以内	農用地開発事業	開拓地整備事業		100分の6.7以内			
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

議第12号 瑞浪市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金申請事業の審査及び評価のため、新たに瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会を附属機関として設置する。

【改正内容】

瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会の設置に伴う所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務		附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	
市長	(略)	(略)		市長	(略)	(略)	
	瑞浪市廃工場等指定審査委員会	廃工場等の産業施設及び設備の指定その他廃工場等の利活用に関する事項についての調査及び審査			瑞浪市廃工場等指定審査委員会	廃工場等の産業施設及び設備の指定その他廃工場等の利活用に関する事項についての調査及び審査	
	瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金審査会	瑞浪市新たな事業チャレンジ支援補助金申請事業の審査及び評価					
	瑞浪市道の駅検討委員会	道の駅の設置等に関する事項についての調査及び審議			瑞浪市道の駅検討委員会	道の駅の設置等に関する事項についての調査及び審議	
	(略)	(略)			(略)	(略)	
教育委員会	(略)	(略)		教育委員会	(略)	(略)	
附則 (瑞浪市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)				本則 (略)			
本則 (略)				別表 (第2条・第4条関係)			
別表 (第2条・第4条関係)				別表 (第2条・第4条関係)			
区分	報酬		費用弁償	区分	報酬		費用弁償
(略)	(略)	(略)	瑞浪市	(略)	(略)	(略)	瑞浪市
専門委員	執務1日につき	5,000円	職員の旅費に関する条例(昭	専門委員	執務1日につき	5,000円	職員の旅費に関する条例(昭
(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員	和29年条例第19号)に規定する額	(略)	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員	和29年条例第19号)に規定する額
特別融資制度推進会議委員 廃工場等指定審査委員会委員 新たな事業チャレ	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員	和29年条例第19号)に規定する額	特別融資制度推進会議委員 廃工場等指定審査委員会委員	執務1日につき	大学教授・准教授、弁護士、医師等高度な知識を有する学識経験者の委員	和29年条例第19号)に規定する額

ンジ支援補助金審 査会委員		8,000円
窯業技術研究所運 営委員会委員		その他の委員 5,000円
環境審議会委員 (略)		
その他の非常勤の 特別職職員	規則 で定 める 期間 につ き	次の各号に掲 げる場合に 応じ、当該各号 に掲げる額を 超えない範囲 内において規 則で定める額 (1) 日額で 定める場合 15,000円 (2) 月額で 定める場合 70,000円 (3) 年額で 定める場合 240,000円

備考 (略)

窯業技術研究所運 営委員会委員		8,000円
環境審議会委員 (略)		その他の委員 5,000円
その他の非常勤の 特別職職員	規則 で定 める 期間 につ き	次の各号に掲 げる場合に 応じ、当該各号 に掲げる額を 超えない範囲 内において規 則で定める額 (1) 日額で 定める場合 15,000円 (2) 月額で 定める場合 70,000円 (3) 年額で 定める場合 240,000円

備考 (略)

議第13号 瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例及び瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の施行に伴い条文の整備を行う。

【改正内容】

博物館法（昭和26年法律第285号）における第18条の規定の廃止及び条ずれに対応するための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和5年4月1日とする。

【新旧対照表】

新	旧
<p>○瑞浪市化石博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正（第1条） （設置）</p> <p>第1条 本市は_____、化石を中心とした自然史資料など（以下「資料等」という。）を収集、保管、展示して一般公衆の利用に供し、併せて収蔵資料に関する調査研究を行い、市民の自然史に関する文化の向上に資するため、瑞浪市化石博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第10条（略） （博物館協議会）</p> <p>第11条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、博物館に瑞浪市化石博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、<u>法第25条</u>の規定に基づき、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （1）～（4）（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>第12条（略）</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、化石を中心とした自然史資料など（以下「資料等」という。）を収集、保管、展示して一般公衆の利用に供し、併せて収蔵資料に関する調査研究を行い、市民の自然史に関する文化の向上に資するため、瑞浪市化石博物館（以下「博物館」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第10条（略） （博物館協議会）</p> <p>第11条 <u>法第20条第1項</u> _____の規定に基づき、博物館に瑞浪市化石博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、<u>法第22条</u>の規定に基づき、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （1）～（4）（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>第12条（略）</p>
<p>○瑞浪市市之瀬廣太記念美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正（第2条）</p> <p>第1条～第10条（略） （美術館協議会）</p> <p>第11条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第23条第1項</u>の規定に基づき、美術館に瑞浪市市之瀬廣太記念美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、<u>法第25条</u>の規定に基づき、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （1）～（4）（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>第12条（略）</p>	<p>第1条～第10条（略） （美術館協議会）</p> <p>第11条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）<u>第20条第1項</u>の規定に基づき、美術館に瑞浪市市之瀬廣太記念美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員は、<u>法第22条</u>の規定に基づき、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。 （1）～（4）（略）</p> <p>4～8（略）</p> <p>第12条（略）</p>

議第14号 瑞浪市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

略 歴

氏名 (ふりがな)	わだ たか ひこ 和田 隆彦
生年月日	※ ※ ※ ※ ※
現住所	※ ※ ※ ※ ※
職業	団体職員
学歴	岐阜県立土岐商業高等学校 卒業
経歴	昭和46年 4月 瑞浪市消防本部 奉職 平成20年 4月 瑞浪市消防本部 総務課長 平成21年 4月 瑞浪市消防本部 消防総務課長 平成22年 4月 瑞浪市消防本部 消防長 平成25年 3月 瑞浪市消防本部 定年退職 平成26年 4月 一般社団法人中部地域づくり協会 就職 平成28年 3月 一般社団法人中部地域づくり協会 退職 平成28年 4月 一般社団法人パブリックサービス 就職 現在に至る
備考	平成31年 4月 瑞浪市公平委員会委員 (第1期) 現在に至る

議第15号 瑞浪市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること
について

略 歴

氏名 (ふりがな)	しょうじ たかのぶ 小 司 隆 信
生 年 月 日	※ ※ ※ ※ ※
現 住 所	※ ※ ※ ※ ※
職 業	司法書士
学 歴	法政大学社会学部 卒業
経 歴	平成14年 6月 司法書士登録 平成19年 3月 司法書士法人みずなみ総合事務所（現 司法書士 法人たなか事務所）設立 現在に至る
備 考	新任

議第16号 財産の取得について

概 要

取得の目的	瑞浪市指定ごみ袋を購入する。
取得金額	15,947,800円
取得する 財産の概要	<p>可燃ごみ袋 (大) 1,020,000枚 可燃ごみ袋 (中) 600,000枚 可燃ごみ袋 (小) 500,000枚 不燃ごみ袋 (大) 50,000枚 不燃ごみ袋 (小) 30,000枚</p>
取得の相手方	<p>本巣郡北方町高屋伊勢田2丁目43番地の2 株式会社ユイテック 代表取締役 森 康成</p>
備 考	

議第17号 工事請負契約の締結について

概 要

契約の目的	社会資本整備総合交付金事業 一般国道19号線ほか1路線道路改良工事
契約の方法	一般競争入札
契約金額	231,000,000円
工事場所	瑞浪市釜戸町 地内
工期	本契約締結の日から令和7年3月31日まで
契約の相手方	瑞浪市南小田町3丁目306番地 板垣建設株式会社 瑞浪支店 支店長 越智 剛
工事概要	一般国道19号線 施工延長 235m 交差点設置 1箇所 道路改良 一式 切り回し道路 一式 市道梅本・森前線 (アクセス部、一般部) 施工延長 342m 道路改良 一式 上水道本管 (φ100) 布設替え H P P E 布設工 324m 既設管撤去工 255m
備考	

